

令和4年度 防犯カメラ設置費補助制度に関する留意事項

分類	留意事項
交付申請	<p>□ 市及び県の協調で事業を行っており、市及び県の予算を上回る設置要望があった場合、要望どおりに交付申請いただくことはできません。1団体あたり5台まで申請をすることができますが、5台全て補助できるとは限りません。</p>
補助率等	<p>□ 補助対象経費は、防犯カメラ、録画装置等の機器購入費用及び設置工事費用や看板設置費用などで、保守費用や電気料金などの維持管理費は対象となりません。</p> <p>□ 補助金額は、補助対象経費の10分の9の額と、12万円のいずれか低い額となります。(カメラ1台ごとに計算。千円未満は切り捨て。)</p> <p>【例1】補助対象経費が13万円の場合 13万円×0.9(補助率)=11万7千円(補助金額)</p> <p>【例2】補助対象経費が20万円の場合 20万円×0.9(補助率)=18万円>12万円(補助金額) ※20万円の10分の9の額が補助上限額である12万円を超えるため、補助金額は12万円となります。</p>
スケジュール	<p>□ 裏面のとおり、12月下旬までに補助金を交付できるようスケジュールを作成しております。つきましては、市からの「補助金等交付決定通知書」を受領してから12月上旬までにカメラの設置ができるよう予め、施工業者と調整の上スケジュール管理をお願いいたします。</p> <p>※ 令和4年度の事業であるため、市は遅くとも令和5年3月中に手続きを完結する必要がありますので、各団体においてスケジュール管理をお願いいたします。</p>
カメラの設置場所	<p>□ 補助金の趣旨から、カメラの撮影範囲は“主として”不特定多数の方が利用する「道路」を捉えている必要がありますので、その旨施工業者へご伝達ください。</p> <p>□ 電柱へカメラを設置する場合、当該電柱の状況によりカメラが設置できない場合がありますので、予定した箇所へ設置が可能か施工業者へご確認ください。 また、設置に係る電柱管理者への許認可手続きには時間を要するため、施工業者と調整の上スケジュール管理をお願いいたします。</p> <p>□ 予定していた箇所にカメラが設置できない場合、早急に交通・地域安全課へご連絡ください。</p>
カメラの設置	<p>□ カメラは、市からの「補助金等交付決定通知書」受領後に設置してください。</p>
補助金の交付	<p>□ 市から団体への補助金の交付は団体における事業終了後(裏面「④請求」後)となります。</p>
口座情報	<p>□ 団体の口座情報が市に登録されていない場合は、登録が必要です。 また、登録されている代表者名及び住所と、申請いただいた代表者名又は住所が異なる場合は、変更申請が必要です。</p>
見積書・領収書	<p>□ 施工業者からの見積書・領収書の宛て名は統一してください。 (例：〇〇自治会 会長 〇〇)</p> <p>□ 見積書に諸経費の項目がある場合には、その詳細を記載してください。 例：諸経費(交通費)、諸経費(資料作成代)等</p>
施工業者への支払い	<p>□ クレジットカード、ポイントカードによる支払い分は、当該カードへポイントが付与されてしまうことなどから補助対象“外”経費となりますので、現金によりお支払いください。</p>
印鑑	<p>□ 氏名を本人が自署する場合は、押印が不要となります。</p> <p>□ 印字やゴム印を用いて記名する場合は、押印もしくは押印に代わる確認が必要となります。 ※押印をされる場合は、全ての手続きにおいて使用する印鑑は同一である必要がありますのでご注意ください。(印鑑は団体の印鑑ではなく、代表者の印鑑をご使用ください。)</p>
記載の訂正	<p>□ 記載事項を訂正する場合は、該当箇所に二重線を引き次のとおり対応をお願いいたします。 押印した場合⇒二重線の上に訂正印 押印を省略した場合⇒二重線の付近に署名</p>

令和4年度 防犯カメラ設置費補助事業の流れ

